



# 長野県報

12月20日(木)  
平成24年  
(2012年)  
第2431号

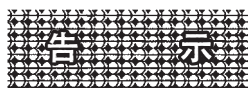
## 目次

### 告示

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定（健康長寿課）	2
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定の辞退の届出（健康長寿課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の終了（建設政策課）	5
指定管理者の指定（都市計画課）	5
都市計画の決定及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（生活排水課）	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（4件）（都市計画課）	5
平成16年長野県告示第304号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部改正（建築指導課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	7
指定管理者の指定（4件）（文化財・生涯学習課）	8

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（生活排水課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）	9
都市計画区域の変更（都市計画課）	11
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）	73
一般競争入札（生活排水課）	74
特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課）	74



### 長野県告示第816号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成24年12月20日

名 称	所 在 地	長野県知事 阿 部 守 一 指定年月日
かるいざわ純クリニック	北佐久郡軽井沢町大字長倉4962-1	H24.10.1
町立辰野病院	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	H24.10.1
アイセイ薬局伊那店	上伊那郡箕輪町中箕輪9979-14	H24.10.1
日本調剤辰野薬局	上伊那郡辰野町大字辰野1466-1	H24.10.1
さの小児科医院	飯田市羽場坂町2345-8	H24.10.1
まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	H24.10.1
庄内とをしや薬局	松本市出川1丁目14-1	H24.10.1
パセリ薬局	須坂市大字八町字花田1752-6	H24.10.3
長野寿光会上山田病院	千曲市上山田温泉3丁目34番3号	H24.10.5
辰野調剤センター薬局病院前	上伊那郡辰野町辰野1463-1	H24.10.9
島内とをしや薬局	松本市大字島内1840-7	H24.10.29
松本村井とをしや薬局	松本市村井町西2丁目17-34	H24.10.29
梓川とをしや薬局	松本市梓川倭918-1	H24.10.29
クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町1-21	H24.11.1
松澤内科クリニック	須坂市上八町1754-2	H24.11.1
つかはらクリニック	上田市塩川1358-1	H24.11.5
クスリのアオキ上田原薬局	上田市神畑字鳥居先135番	H24.11.5
はくや町ワタキュー薬局	安曇野市穂高984-15	H24.12.5

健康長寿課

### 長野県告示第817号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年12月20日

名 称	所 在 地	長野県知事 阿 部 守 一 辞退年月日 辞退の効力 発生效力日
長野寿光会上山田診療所	千曲市上山田温泉3丁目34番3号	H23.3.31
町立辰野総合病院	上伊那郡辰野町大字伊那富3351番地	H24.9.30
日本調剤辰野薬局	上伊那郡辰野町大字伊那富3352-4	H24.9.30
まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	H24.9.30
峯村内科医院	塩尻市広丘高出1500	H24.10.26
岡田医院	小諸市与良町二丁目1番1号	H24.11.25

健康長寿課

## 長野県告示第818号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
長野市信更町三水字村漆823、824の1、825の1、字峰2922、2923の1、2923の2、2924、2925の1、2925の2
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第819号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上田市真田町傍陽字三島平2385のイ
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字三島平2385のイ（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第820号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
岡谷市川岸字小洞本久保3162の1、3162のロ
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第821号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
中野市大字越字前平1863から1865まで
- 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第822号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩1576の1、1576の2、1577の1、1577の2、1577の5、1579の1、2458の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

## 長野県告示第823号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田入3681の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

## 長野県告示第824号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字稲丘上ノ原2437、2453の6、2455の1、2476の1、2477の1、2478の1、2479の1、2480の1、2481、2482、字小池前4575の1、4576の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

## 長野県告示第825号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字塚字名ノ平16631のイ（次の図に示す部分に限る。）、16631の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第826号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（1/2500都市計画基本図）
- 2 作業期間  
平成24年7月10日から平成24年11月22日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

長野県告示第827号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県烏川溪谷緑地の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
一般財団法人公園財団
  - (2) 主たる事務所の所在地  
東京都文京区関口一丁目47番12号
- 2 指定期間  
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第828号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
安曇野都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、安曇野市都市建設部都市計画課

都市計画課

長野県告示第829号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
安曇野都市計画下水道 犀川安曇野流域下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域  
安曇野都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県環境部生活排水課、安曇野市都市建設部都市計画課

生活排水課

長野県告示第830号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
豊科都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域  
豊科都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、安曇野市都市建設部都市計画課

都市計画課

長野県告示第831号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
安曇野都市計画道路 3・5・1号 駅通り線  
3・6・2号 本町通線  
3・5・3号 東町通線  
3・6・4号 呉羽通線  
3・4・5号 神明通線

- 3・3・9号 高家線
- 3・4・10号 公園線
- 3・4・11号 駅前線
- 3・4・12号 柏矢町駅前線
- 3・5・13号 常盤町線
- 3・5・14号 三枚橋線
- 3・5・15号 国道線
- 3・5・16号 町西線
- 3・6・17号 常念線
- 3・4・19号 公園線
- 3・4・20号 公園線
- 3・4・21号 公園線
- 3・4・22号 公園線

2 都市計画を定める土地の区域

- 3・5・1号 駅通り線
- 安曇野市豊科南穂高、豊科田沢、豊科の各一部
- 3・6・2号 本町通線
- 安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・5・3号 東町通線
- 安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・6・4号 呉羽通線
- 安曇野市豊科の一部
- 3・4・5号 神明通線
- 安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部

- 3・3・9号 高家線
- 安曇野市豊科の一部
- 3・4・10号 公園線
- 安曇野市豊科南穂高、豊科の各一部
- 3・4・11号 駅前線
- 安曇野市穂高の一部
- 3・4・12号 柏矢町駅前線
- 安曇野市穂高、穂高柏原の各一部
- 3・5・13号 常盤町線
- 安曇野市穂高の一部
- 3・5・14号 三枚橋線
- 安曇野市穂高の一部
- 3・5・15号 国道線
- 安曇野市穂高の一部
- 3・5・16号 町西線
- 安曇野市穂高の一部
- 3・6・17号 常念線
- 安曇野市穂高柏原の一部
- 3・4・19号 公園線
- 安曇野市穂高、穂高柏原の各一部
- 3・4・20号 公園線
- 安曇野市穂高柏原の一部
- 3・4・21号 公園線
- 安曇野市堀金烏川の一部
- 3・4・22号 公園線
- 安曇野市堀金烏川の一部

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、安曇野市都市建設部都市計画課

都市計画課

長野県告示第832号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 安曇野都市計画公園 9・5・1号 アルプスあづみの公園
  - 9・6・2号 アルプスあづみの公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - 9・5・1号 アルプスあづみの公園
  - 安曇野市穂高牧、穂高柏原の各一部
  - 9・6・2号 アルプスあづみの公園
  - 安曇野市堀金烏川の一部
- 3 縦覧場所
  - 長野県建設部都市計画課、安曇野市都市建設部都市計画課

都市計画課

長野県告示第833号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 安曇野都市計画緑地 1号 烏川溪谷緑地
  - 2号 烏川溪谷緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - 1号 烏川溪谷緑地
  - 安曇野市穂高牧の一部
  - 2号 烏川溪谷緑地
  - 安曇野市堀金烏川の一部
- 3 縦覧場所
  - 長野県建設部都市計画課、安曇野市都市建設部都市計画課

都市計画課



長野県告示第834号

平成16年長野県告示第304号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部を次のように改正します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部 守一

表の明科都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の項を次のように改める。

安曇野都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域 (面積 19ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積 44ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積9,248ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積5,344ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域 (面積4,390ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25

表の豊科都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の項から堀金都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の項までを削る。

建築指導課

長野県伊那建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省中部地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 153号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町本郷247番の1地先から 上伊那郡飯島町飯島1796番の1地先まで	旧	16.2~98.5 m	2.6800 km
同 上	新	9.3~78.1 m	2.6800 km

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯島停車場日曾利線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町飯島1270番の1地先から 上伊那郡飯島町飯島980番地先まで	旧	8.0~14.0 m	0.2894 km
同 上	新	9.2~23.0 m	0.2894 km

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県木曾建設事務所長 白 田 敦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町開田高原西野953番の2地先から 木曾郡木曾町開田高原西野983番の18地先まで	旧	13.8~25.3 m	0.0340 km
同 上	新	13.8~29.5 m	0.0340 km

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 (1) 路線名 153号  
 (2) 供用を開始する区間  
 上伊那郡飯島町本郷77番の3地先から  
 上伊那郡飯島町飯島1796番の1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成24年12月22日
- 2 (1) 路線名 飯島停車場日曾利線  
 (2) 供用を開始する区間  
 上伊那郡飯島町飯島1270番の1地先から  
 上伊那郡飯島町飯島980番地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成24年12月22日

道路管理課

#### 長野県木曾建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 路線名 361号  
 2 供用を開始する区間  
 木曾郡木曾町開田高原西野953番の2地先から  
 木曾郡木曾町開田高原西野983番の18地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成24年12月20日

道路管理課

#### 長野県大町建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- 1 路線名 千国北城線  
 2 供用を開始する区間  
 北安曇郡小谷村大字千国乙227番の2地先から  
 北安曇郡小谷村大字千国乙231番の1地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成24年12月21日

道路管理課

#### 長野県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松川青年の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成24年12月20日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
松川町
- (2) 主たる事務所の所在地  
下伊那郡松川町元大島3823番地

- 2 指定期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

文化財・生涯学習課

#### 長野県教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県須坂青年の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成24年12月20日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
株式会社フードサービスシンワ
- (2) 主たる事務所の所在地  
南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

- 2 指定期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

文化財・生涯学習課

#### 長野県教育委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県望月少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成24年12月20日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
信州リゾートサービス株式会社
- (2) 主たる事務所の所在地  
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野210番地

- 2 指定期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

文化財・生涯学習課



長野県教育委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県阿南少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成24年12月20日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

阿南町

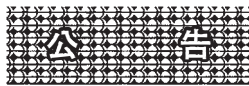
(2) 主たる事務所の所在地

下伊那郡阿南町東條58番地1

2 指定期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アラヌエボ

3 代表者の氏名

義煎信也

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城2843番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、サッカーを中心としたスポーツスクール及びカルチャースクール、大会、イベント等の運営をするとともに、サッカーを中心としたスポーツ及びカルチャー指導員の派遣等を行い、また、アスリートにとってのスポーツ施設の在り方を地域に広め、乳幼児から中高齢者、障害の有無などに関らずすべての人が、サッカーを中心としたスポーツ及び文化活動を通して行える福祉活動、国際交流及びスポーツ文化の振興ならびに普及に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域サポート塾

3 代表者の氏名

橋爪延幸

4 主たる事務所の所在地

上田市福田50番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して高齢化社会において、誰もが生涯にわたって自立した生きがいのある在宅生活が送れるように、住民参加による保健、医療、福祉に関する様々な啓蒙活動を行い、心身機能の低下を予防し、又、例え障害があっても安心して安全に暮らせる地域社会の建設に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画下水道 諏訪市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、諏訪市水道局営業課

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画下水道 茅野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、茅野市都市建設部水道課

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量